

開設法人代表者 様
関係施設管理者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長

令和 4・5 年度 ショートステイの本入所への転換について

1 はじめに

「第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、ショートステイを本入所へ転換をすることとしています。このたび、特別養護老人ホームの入所定員を確保するため、ショートステイの本入所への転換を希望する事業者を募集します。

2 転換方針

令和 4・5 年度の 2 か年で、特養に併設されたショートステイ又は市の基準条例に合うよう転換部分を全室個室化する予定のショートステイセンターの本入所への転換を実施します。

詳細は、「令和 4・5 年度 ショートステイの本入所への転換方針」をご覧ください。

3 提出方法

郵送による 応募締切：令和 4 年 12 月 23 日（金）必着

〒231 - 0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局高齢施設課 特別養護老人ホーム担当 宛

※締切を過ぎてからの提出は、一切認められませんので、ご注意ください。

4 提出書類

「令和 4・5 年度 ショートステイの本入所転換計画書 必要書類一覧」のとおり

5 今後のスケジュール

「令和 4・5 年度 ショートステイの本入所への転換方針」のとおり

6 その他

今後、事務手続きについてメールにてご連絡させていただく場合がございます。書類の提出と併せて、メールアドレスを以下の URL より横浜市電子申請・届出システムにてご申請ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/80e4c330-d7e8-49a3-95ec-896efb7d8566/start>

【問合せ先】

横浜市健康福祉局高齢施設課

転換に関すること：特別養護老人ホーム担当

TEL：045-671-3923 FAX：045-641-6408

財産処分に関すること：施設整備係

TEL：045-671-4119 FAX：045-641-6408